

## 公 募 公 告

北茨城市ファンクラブの運営による関係人口創出支援業務を行う事業者を下記により公募する。

令和8年7月1日

北茨城市長 豊 田



記

### 1 事業名称

北茨城市ファンクラブの運営による関係人口創出支援業務

### 2 事業概要

#### (1) 事業目的

本市では、地域未来交付金（地域未来推進型）を活用し、人口減少・少子高齢化が進行する中で、将来的な移住・定住につながる関係人口の創出・拡大を目的とした「北茨城市ファンクラブの運営による関係人口創出事業」を実施する。

本事業では、本市の地域資源や人的資源等の調査・分析を行い、関係人口としてターゲットとすべき層や地域資源の魅力を整理した上で、シティプロモーション、交流イベント及び体験プログラムの企画・試験実施等を一体的に実施し、本市への認知、来訪、再訪及び継続的な関わりへとつながる仕組みを構築するとともに、次年度以降の本格展開につなげることを目的とする。

本業務の実施に当たっては、民間事業者が有する専門的知識、企画力及びネットワークを活用し、地域資源を生かした効果的な事業実施及び次年度以降の展開につながる提案を求めるため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

#### (2) 業務内容

別紙「北茨城市ファンクラブの運営による関係人口創出支援業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

### 3 応募資格

応募企業となる者は、以下（１）～（６）に示す要件を全て満たしていること。

- （１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （２） 北茨城市建設工事等請負業者指名停止措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- （３） 北茨城市暴力団排除条例（平成24年北茨城市条例第3号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- （４） 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- （５） 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （６） 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていないこと。

### 4 実施要領等の公表期間及び方法

#### （１） 公表期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月22日（水）まで

#### （２） 公表方法

北茨城市ホームページに掲載する。

<https://www.city.kitaibaraki.lg.jp/soshiki/shichoukoushitu/kikakuseisakuka/>

### 5 実施要領等に関する質問の受付期間及び方法

#### （１） 受付期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月8日（水）まで  
月曜日から金曜日までの9時から17時まで

#### （２） 受付方法

質問は、質問書（第1号様式）（Microsoft Word形式）に記入の上、そのファイルを電子メールに添付し、企画政策課（kikaku@city.kitaibaraki.lg.jp）まで送付すること（電話不可）。様式は北茨城市ホームページにてダウンロードすること。

## 6 実施要領等に関する質問書への回答方法

質問に対する回答は、令和8年7月10日（金）までに順次、質問者に個別回答するとともに、市ホームページにおいて公表する。ただし、質問者名は公表しない。

## 7 参加表明書・企画提案書等の提出期限、場所及び方法

### (1) 提出期限

令和8年7月22日（水） 17時

### (2) 提出場所

茨城県北茨城市磯原町磯原 1630 番地  
北茨城市市長公室企画政策課

### (3) 提出方法

実施要領に従い、参加表明書、参加資格確認申請書類及び提案書に必要な書類を添付し、期限までに、上記（2）に掲げる場所へ直接持参又は郵送（書留郵便等の配送の記録が分かる方法に限る。）で提出すること。併せて、実施要領にて指定の書類については、9のE-mailアドレス宛に電子メールにてデータも提出すること。

## 8 審査方法及び審査基準

### (1) 審査方法

プロポーザルは、提出された企画提案書、参考見積書及びヒアリングにより、北茨城市ファンクラブの運営による関係人口創出支援業務プロポーザル審査委員会において下記の審査基準に基づき審査し、優秀者を選定する。

### (2) 審査基準

ア 企画提案内容（業務理解度・基本方針、調査・分析手法、情報発信、交流・体験事業、独創性・発展性）

イ 実施体制業務の実現性（実績・専門性、実施体制）

ウ 業務工程

エ 費用

## 9 問合せ先

所在：〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原 1630 番地

電話：0293-43-1111 内線231

FAX：0293-43-7308

E-mail : kikaku@city.kitaibaraki.lg.jp

担当 : 北茨城市市長公室企画政策課

## 10 その他

詳細は、実施要領及び仕様書による。